

令和3年3月

## 令和3年度安全衛生事業方針

公益社団法人全国産業資源循環連合会  
安全衛生委員会

産業廃棄物処理業における第2次労働災害防止計画に基づき、連合会は、正会員に対して令和3年度労働災害防止計画の策定を依頼するとともに、令和3年度の正会員の安全衛生事業を支援するために以下の事業を実施する。

## 1. 講師の育成

コロナ禍の中、正会員が開催する研修会・説明会等に、都道府県境を超えて講師を派遣することが困難な状況が続いている。そこで、全ての都道府県において地域内で講師を依頼することができる体制整備に向けて講師育成研修会を開催する。

講師の確保、育成にあたっては、今後、業界を担っていくべき青年部協議会との連携を強化する。

## 2. 正会員における安全衛生事業の実施促進

## (1) 教材等の提供

各種資料及びチラシ類を改訂または作成し、令和2年度に引き続き正会員からの申請に基づき無償提供する。

## (2) 正会員を対象とした特別支援金の交付

産業廃棄物処理業における第2次労働災害防止計画では、目標を達成するための重点項目として、各事業所において安全衛生規定を作成することで、労働災害の防止に向けた具体的な取り組みを促進することとしている。

そこで、会員企業の安全衛生規程の整備を促進させるために、正会員が連合会策定のPPT資料である「モデル安全衛生規程及びチェックリストの活用について」、「ツールの使用による規程の作成」を教材に使用し、かつ連合会が斡旋する講師、各正会員の会員、地元の労働安全衛生コンサルタント、中央労働災害防止協会のいずれかが講師を務める研修会（Web研修会を含む）を開催する場合に、連合会が以下の①または②のいずれかの費用を負担する。

なお、1正会員あたり年度内に1回限りとする。

① 連合会が斡旋する講師、各正会員の会員、地元の労働安全衛生コンサルタントに講師を依頼した場合に、連合会の規定に基づく講師謝金及び講師の派遣に要する交通費の合計額を連合会が負担する。

② 中央労働災害防止協会に講師を依頼した場合に、33,000円（消費税を含む）を連合会が負担する。

(3) 講師の依頼または斡旋

正会員が主催する研修会・説明会等の講師依頼の優先順位は次のとおりとする。

- ① 研修会・説明会を開催する正会員が依頼する。  
正会員の安全衛生関連委員会の委員、青年部講師（連合会講師研修会修了者）、地元の労働安全衛生コンサルタント、中央労働災害防止協会に依頼する。
- ② 正会員から連合会への斡旋依頼に基づき連合会が斡旋する。  
連合会安全衛生委員、連合会選任講師（連合会講師研修会修了者）等と調整し、正会員に斡旋する。  
なお、詳細は正会員が講師と直接打ち合わせる。

(4) 安全衛生啓発ツール（ポスター・ステッカー）の電子データの提供

令和 2 年度に作成したポスター及び平成 30 年度に作成したステッカーの電子データを正会員に提供する。なお、正会員からの求めにより当連合会が発注した印刷会社を紹介する。

(5) 労働災害情報の提供

各社において労働災害の未然防止対策を講じられることが重要であるため、正会員を通して当業界における労働災害に関する報道情報を収集し、参考となる類似事故とその対策情報等を併せて提供する。

(6) 表彰制度の検討

労働災害防止に対する意識の高揚を図るため、正会員の会員企業を対象とした連合会表彰制度を検討する。

令和3年度安全衛生事業方針のスケジュール

項目	令和3年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1. 教材、チラシ、ステッカーの提供	教材、チラシ 提供開始	労働災害統計確定値公表	労働災害の発生状況を更新した チラシ、データを提供								労働災害統計速報値公表	労働災害の発生状況を更新した データを提供	
2. 青年部を中心とした講師育成研修会の開催		昨年度未受講者を 対象に開催											
3. 協会におけるR2年度労働災害防止計画の作成	協会に計画作成依頼		正式決定された計画のとりまとめ				「会員企業における安全衛生活動の 現状調査」の実施		「会員企業における安全衛生活動の 現状調査」の集計結果のとりまとめ			計画案のとりまとめ	